

【議題Ⅰ】

第4次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて

【目次】

基本理念等	1
(1) 地域での生活基盤づくり	2
(2) あいサポート運動の推進	5
(3) 「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進	7

1. 基本理念

この計画の基本理念は、第3次計画の基本理念を継承・発展し、次のように設定します。

障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

理念1. 障がいのある人もない人も、共にかけがえのない人間であることを認めあい、主体として人権が尊重される社会

理念2. 障がいのある人が社会の一員として、就労、文化・スポーツ等、多様な活動に参加できる社会

理念3. 地域でのさまざまな人と人との交流を図る中で、一人ひとりのもつ力を引き出し、共に生きることの大切さを認識し、
共に支えあう社会

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次のような基本方針を設定します。

- ① 個人として尊重される地域づくり
- ② 自立と社会参加の促進、生きがいづくり
- ③ 地域における障がい理解の推進、生活支援の充実

3. 最重点施策

(1) 地域での生活基盤づくり

(2) あいサポート運動の推進

(3) 「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進

(1) 地域での生活基盤づくり

障がいのある人が、地域において生活するためには、保健・医療・福祉をはじめとした関係機関の連携と、適切な障がい福祉サービスの提供など、地域の日常的な支援が必要不可欠です。

そこで、さまざまな相談窓口を整備・拡充するとともに、住宅の整備・改良、災害時の避難体制の確立、障がい福祉サービス等の充実、福祉のまちづくりを推進します。

特に、障がい者の自立支援体制の整備・強化として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の運営、就労支援体制及び相談支援体制の充実に関して、各種部会において取り組みを推進し、取り組みの過程で生じる課題については、自立支援協議会において活発な協議を進めていきます。

令和4年度の取組み状況

○障がい者地域自立支援協議会

第1回 令和4年8月24日 第2回 令和4年12月20日 第3回 令和5年3月28日

○相談支援部会

相談支援専門員の抱える課題解決に向けた取組みを行いました。

○就労支援部会

「一般就労への移行」

就労支援関係機関の連携体制の強化に向けた取組みを行いました。

「工賃向上」

共同受注システムの構築として、企業向けの各事業者の受注に関するカタログ作成を行いました。

○地域移行部会

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて各団体等から実態把握などの取組みを行いました。

○地域生活支援拠点部会

短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進に向けた取組みを行いました。

○支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム

サービス提供事業者の支援の質の向上として個別支援計画作成に関する研修会開催に向けた取組みを行いました。

令和5年度の方向性や取組み予定

○相談支援部会

引き続き相談支援専門員の抱える課題解決に向けた取組みを行います。また、相談支援専門員の支援力の向上を目的に、必要な知識やスキルの習得、相談しやすい関係づくりを目指した取組みを行います。

○就労支援部会

「一般就労への移行」

就労支援部会だけでなく、くらしサポート課や障がい者就業・生活支援センターとの連携体制の強化に向けた取組みの検討を行います。

「工賃向上」

共同受注システムの効果測定及び今後新たに取組む内容の検討を行います。

○地域移行部会

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和4年度に行ったアンケートの結果をもとに、優先順位を整理し、順次取組みを進めます。

○地域生活支援拠点部会

短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進に向けて、課題整理や社会資源の把握をしつつ、支援体制の整備、見直しを進めます。

○支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム

サービス提供事業者の支援の質の向上として、引き続き、取組内容の検討を行います。

(2) あいサポート運動の推進

「あいサポート」とは、愛情の「愛」、私の「I(アイ)」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組みあわせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

「あいサポート運動」は、平成 21 年に鳥取県で始まった運動で、本市は、鳥取県と平成 30 年 11 月 5 日に「あいサポート運動にかかる協定」を締結し、『障がいのある人もない人も、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し、支えあう社会を目指し、共生社会の実現に向けて、さらに一歩進んでいける』よう取り組んでいます。

日常生活のなかで、障がいのある人が困っている時などに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、あいサポーター研修を受講することで誰でも「あいサポーター」になることができます。特別な技術の習得は必要ありません。この運動のシンボルマークである「あいサポートバッジ」を着用し、この運動を推進していきます。

また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を担うのは、個人・行政だけでなく、企業・団体の役割も重要です。あいサポート運動の推進に取り組む「あいサポート企業・団体」として、職員や構成員への「あいサポーター研修」などを行っています。

この「あいサポート運動」を誰もが知る運動となるよう、「あいサポーター」「あいサポート企業・団体」と協力して進めていきます。



【あいサポート シンボルマーク】

令和4年度の取組み状況

あいサポート企業と協力しながら市民・市職員・保育士等を対象にあいサポーター研修を実施しました。また、小・中学校や市内企業に対し、あいサポート運動の周知を行いました。

あいサポーター研修：16回実施

あいサポーター：235人 あいサポートメッセンジャー3人 あいサポート企業：2団体

《累計》 あいサポーター：966人 あいサポートメッセンジャー：59人 あいサポート企業：7団体

令和5年度の方向性や取組み予定

引き続き市民・市職員の障がい理解を促進するとともに、子どもの障がい理解を促進する取組みを実施します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供なども含めて、今後市民、事業者などに対する障がい理解の普及のあり方を検討します。

○市民を対象としたあいサポーター研修の実施 4回実施予定

○市職員を対象としたあいサポーター研修の実施 4回実施予定

○保育士を対象としたあいサポーター研修の実施 1回実施予定

(3)「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」

の推進

障がいのある・なし、コミュニケーション手段に関わらず、共に生きるまちが実現できるよう、「手話は言語であることへの理解促進と普及」「障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備」「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」を目指します。その中で、市民や市職員等に対する手話講習会を実施し、手話への理解の促進及び普及を図るとともに、市主催の講演会での手話通訳者、要約筆記者の設置を推進します。また、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図ります。

令和4年度の実績

【手話は言語であることへの理解促進と普及】

和泉市聴力障害者福祉協会・和泉市手話通訳者の会 TOUCH・手話サークルいずみと協働しながら、手話が言語であること等についての理解促進と普及に取り組みました。

○市民対象手話講習会（名称：手話講習会～手話で広がるコミュニケーション～）

①「手で話そう！」きこえないってどんなこと？ 4回実施 参加人数：62人

②「手で話そう！」手話でコミュニケーション 3回実施 参加人数：40人

○市職員を対象とした手話講習会

<ステップ1> 4回実施 参加人数：31人 <ステップ2> 3回実施 参加人数：19人

<ステップ3> 2回実施 参加人数：29人

○手話を広める動画

条例制定の背景や手話が言語であることを伝える内容の動画を配信しました。

【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】

○コミュニケーションボードの設置

市役所窓口部署にコミュニケーションボードを設置しました。また、店舗等でも活用してもらえよう、コミュニケーションボードのデータをホームページに掲載しました。

○障がい者に対する情報保障等の取組みに関する現状の把握（市役所内）

障がい者に対する情報保障等の取組みの現状の把握のための調査を実施しました。

令和5年度の方向性や取組み予定

【手話は言語であることへの理解促進と普及】

○市民対象手話講習会（名称：手話講習会～手話で広がるコミュニケーション～）

①「手で話そう！」きこえないってどんなこと？ 4回実施予定

②「手で話そう！」手話でコミュニケーション 3回実施予定

○市職員を対象とした手話講習会 聴覚障がいや手話の理解を目的とした講習会の実施を予定しています。

○手話を広める動画 きこえない人の暮らしや手話について紹介する動画の配信を予定しています。

【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】

○情報保障の取組み

障がい福祉課に音訳版の障がい福祉ガイドブックを設置します。また、広報折込みの「障がい福祉課だより」について、希望者に対し、点訳版に加えて音訳版の配付も行います。

また、市役所内の障がい者に対する情報保障の取組みに関する現状の把握をふまえ、全庁的に情報保障の取組みを広げられるよう取り組むとともに、市全体における障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備のあり方を検討します。